

名古屋市告示第145号

道路の占用の許可基準を定める要綱の一部改正について

道路の占用の許可基準を定める要綱（平成19年名古屋市告示第 226号）の一部を改正しましたので告示します。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

道路の占用の許可基準を定める要綱（平成19年 6月 8日制定）の一部を次のように改正する。

第20条各号を次のように改める。

- (1) 認定電気通信事業者が認定電気通信事業の用に供する施設として設置する無線基地局（認定電気通信事業者からの委託を受けた者が、当該認定電気通信事業者による認定電気通信事業の用に供される施設として設置する無線基地局を含む。）については、道路法第33条第 1項の規定に基づく政令で定める基準及びこの基準に適合するときは原則として占用許可を与えるものとする。
- (2) 認定電気通信事業者による認定電気通信事業以外の事業の用に供される無線基地局及び認定電気通信事業者以外の電気通信事業者によるその事業の用に供される無線基地局は、一般的な占用許可の対象として取り扱うこと。
- (3) 第 1号の規定にかかわらず、緊急輸送道路又は道路法第37条第 1項第 3号の規定による占用の禁止または制限がなされた道路（以下「緊急輸送道路等」という。）における電柱等に添加される無線基地局は一般的な占用許可の対象として取扱うこととし、無余地性の基準に適合すること。
- (4) 無線基地局の設置は、占用物件又は沿道の建築物若しくは工作物（以下

「占有物件等」という。)への添加によるものとし、添加にあたっては事前に添加する占有物件等の所有者又は管理者の同意を得ること。

(5) 複数の無線基地局を同一の占有物件等に添加する場合は、1つの箱に収容し、又は1本の腕金に設置するなど1ヶ所に集約することを原則とし、1ヶ所に集約できない場合は、1つの占有物件等につき1つの無線基地局のみ添加すること。

(6) 前号の規定にかかわらず、緊急輸送道路等における電柱等への添加については、1つの電柱等につき1つの無線基地局のみ添加すること。

(7) 無電柱化が予定されている箇所における電柱等への新たな無線基地局の添加は認めない。

(8) 無線基地局の取付け方法は、堅固で落下等のおそれがないようにするほか、その取付けにより添加される占有物件等の倒壊等のおそれが生じ、若しくは道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないようにすること。

(9) 無線LAN基地局を道路占有する場合には、災害発生時にアクセスポイントを開放し、災害時の通信基盤、情報提供手段としての配慮を行うこと。

(10) 占有者名を表示すること。

第24条第4号を次のように改める。

(4) 防犯カメラ及び付属機器（以下「防犯カメラ等」という。）の最下部と路面との距離は、車道上においては5メートル以上、歩道上においては、3メートル以上であること。ただし、防犯カメラ等の直下の路面について、人や車の通行の用に供していないなど、防犯カメラ等が人や車に接触する可能性が少なく、道路の交通に支障を及ぼすおそれのない場所についてはこの限りではない。

第34条第2項第3号中「建築基準法施行令第128条の3第1項第2号並びに愛知県建築基準条例第31条及び第32条」を「名古屋市地下街建築基準条例第2条第2号及び第3号」に改める。

第42条第11号中「電光表示装置」を「デジタルサイネージその他の電光表示装置等」に改め、同条第12号を次のように改める。

(12) 動画の表示は行わず静止画の切り替えとし、かつ、過度に点滅等しないこと。

第46条第 2号及び第 3号を次のように改める。

(2) 広告物の構造又は機能は、歩行者が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

(3) バス停留所標識と広告物とは一体的な構造であること。

第46条に次の 1号を加える。

(4) バス停留所標識に添加する広告物の設置場所は、バス停留所標識の壁面のうち、車道からバス停留所標識に正対して左側の壁面以外とすること。ただし、車道からバス停留所標識に正対して左側の壁面の最下段 3分の 1 以下に広告物を添加する場合、駅前広場等の島式乗降場に設置されるバス停留所標識に広告物を添加する場合は、この限りではない。

第47条第 3号中「 2.6」を「 2.8」に改め、同条第 4号中「表示面積」の次に「(0.01㎡未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算したものをいう。)」を加え、第 5号中「 0.5」を「 0.4」に改め、同条第 9号を次のように改める。

(9) デジタルサイネージその他の電光表示装置等を設置する場合、照度及び色彩等は信号機若しくは道路標識に類似し又はこれらの効用を妨げるものでないこと。

第47条に次の 1号を加える。

(10) 動画の表示は行わず静止画の切り替えとし、かつ、過度に点滅等しないこと。

第51条の 2の次に次の 1条を加える。

(歩行者利便増進道路制度による歩行者利便増進施設)

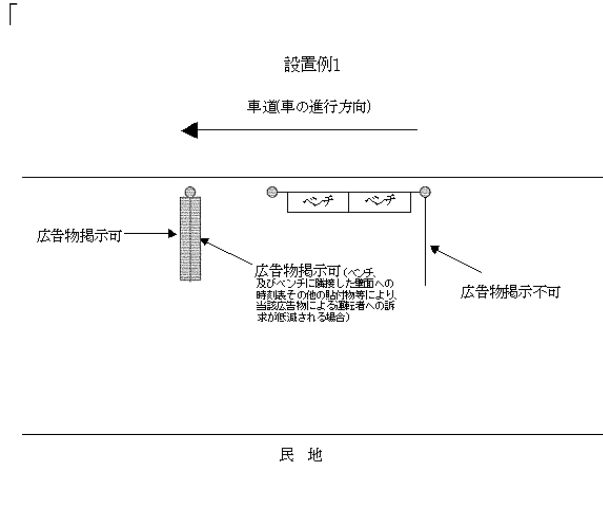
第51条の 3 歩行者利便増進道路制度による歩行者利便増進施設の道路占用については、「名古屋市における歩行者利便増進道路の指定及び利便増進誘導区域の指定並びに道路占用の取扱い」(令和 5年11月 1日制定)に定めるところによるものとする。

第55条に次の 1項を加える。

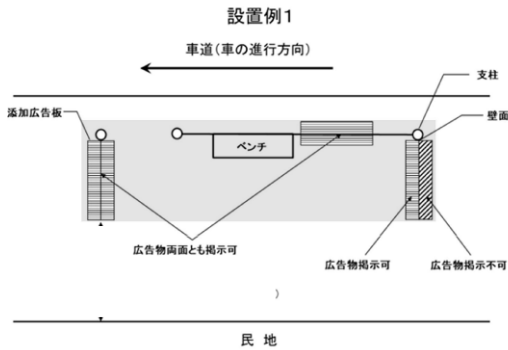
3 第 1項の規定にかかわらず、無線基地局を添加できる消火栓標識については、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 既設の消火栓標識の建て替えであること。
- (2) 添加する無線基地局の占用主体、構造、占用目的を示す書類を添付すること。

別図（第47条関係）中、

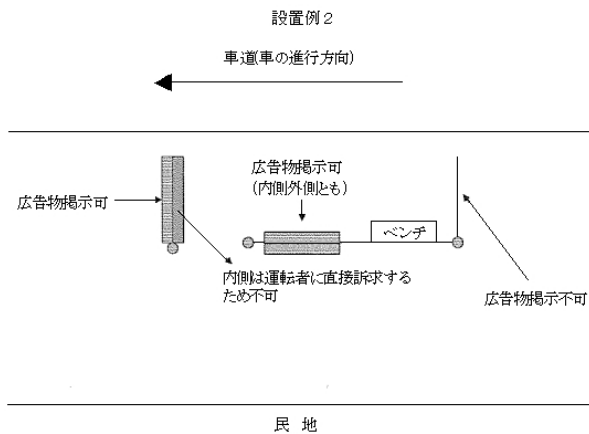


を  
「



に、

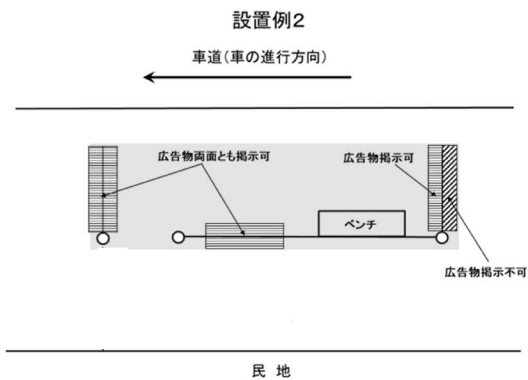
「



」

を

「



」

に改め、設置例 4を削る。

### 附 則

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課